

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」のフォローアップ

資料1-3 参考
(令和3年10月8日現在)

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」の項目	実施した主な取組	取組府省庁等	対応状況	備考
1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて				
(1)国による火山防災対策の基本方針の策定	[1]活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月） [2]活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（平成28年2月）	[1]内閣府（防災） [2]内閣府（防災）	対応済み	
(2)火山防災協議会の位置づけの明確化	[1]活動火山対策特別措置法を改正（平成27年12月）し、火山防災協議会の位置づけを法的に明確にした [2]硫黄島を除く49火山全てで火山防災協議会が設置済みであり、火山ハザードマップが策定済み	[1]内閣府（防災） [2]火山防災協議会	対応済み※	「火山防災協議会」で一連の警戒避難体制について協議
(3)火山防災体制の強化のための継続的な検討	[1]「火山防災対策会議」を設置し、火山防災対策の強化の取組を実行するための方策を検討 [2]平成30年度に「火山防災に係る調査企画委員会」「火山防災に係る技術動向検討グループ」を設置	[1]内閣府（防災） [2]内閣府（防災）	対応済み※	「火山防災対策会議」で継続的に検討
2. 火山監視・観測体制について				
(1)火山監視・観測体制の強化				
①火山観測のための総合調整	[1]火山防災対策会議や火山防災に係る調査企画委員会等において、降灰の連携調査やデータの共有について、現状の課題を整理し、解決策を検討中 [2]大学等へ基礎データの提供を進めるとともに、大学等の観測機器の保守等に可能な範囲で協力中	[1]内閣府（防災） [2]気象庁	対応中	
②常時観測が必要な火山の見直し	[1]八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の3火山について、必要な観測機器の設置や監視体制の整備を完了し、常時観測を開始（平成28年12月1日） [2]西之島等のその他の火山についても、火山活動の状況に応じ火山噴火予知連絡会で活動評価を実施	[1]気象庁 [2]気象庁	対応済み	常時観測火山の見直しは、必要に応じ実施
(2)水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制				
①火口付近の観測施設の増強および新たな手法の開発	[1]48火山（桜島、口永良部島を除く常時観測火山）について、火口付近に、熱映像監視カメラ、火口監視カメラ、傾斜計、広帯域地震計を設置（平成28年度完了（立入規制中の火山を除く））したほか、地磁気観測装置や火山ガス観測装置の観測施設を整備（平成29年度完了） [2]衛星SARや航空機SAR等を活用したリモートセンシング技術の開発中 [3]GNSS観測施設の保守点検を実施するとともに、精密な地殻変動解析及び力学推定を可能とするシステムを開発中	[1]気象庁 [2]内閣府（科技） 文部科学省 国土地理院 情報通信研究機構 [3]国土地理院	対応済み※	今後の進捗を踏まえ、観測への活用を予定
②火山機動観測体制の強化等	[1]火山機動観測の体制強化のため、平成28年4月1日に全国の機動観測を指導・管理する「火山機動観測管理官」を本庁に、10月1日に火山機動観測班を札幌・仙台・福岡管区気象台に設置 [2]火山噴火予知連絡会の総合観測班等が迅速に対応できるよう、環境省及び林野庁と調整を実施 [3]火山噴火予知連絡会の総合観測班が新燃岳噴火に伴い噴石調査、ガス観測を実施（平成28年3月10日）	[1]気象庁 [2]内閣府（防災） 気象庁 [3]気象庁	対応済み※	引き続き火山活動が見られた場合の迅速な観測体制を検討
③現地からの情報収集	[1]関係機関等からの情報を活用し噴火速報等を発表することを目的に、火山防災協議会構成機関に対し、情報提供及び連絡体制の構築についての協力を依頼 [2]住民や登山者及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の通報体制を確立	[1]気象庁 [2]一部火山防災協議会	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
3. 火山防災情報の伝達について				
(1)わかりやすい情報提供				
①噴火警戒レベルの速やかな引上げ	[1]常時観測火山について、気象庁ホームページに火山観測データを掲載 [2]噴火警戒レベルの判定基準を精査し、気象庁ホームページで公表	[1]気象庁 [2]気象庁	対応中	令和3年度までにすべての噴火警戒レベルの判定基準を作成
②レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した段階での情報提供	[1]レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に発表する、臨時的発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」（臨時的解説情報）の提供を開始（平成27年5月18日）	[1]気象庁	対応済み	新たに火山災害警戒地域に指定された地域については、取組を推進
③噴火警戒レベル1のキーワードの改善	[1]噴火警戒レベル1のキーワードを、安全であるとの誤解を与えないために、「平常」から「活火山であることに留意」に変更（平成27年5月18日）	[1]気象庁	対応済み	
④噴火速報の迅速な提供	[1]噴火が発生した事実を迅速、端的かつ確に伝える「噴火速報」の発表を開始（平成27年8月4日） [2]平成30年度から、関係者からの通報の活用を推進するほか、監視カメラの更新強化を実施 [3]噴火速報を、全国瞬時警報システム（Jアラート）により防災行政無線等を自動起動させて伝達できるよう、新たな配信対象として追加（平成28年3月29日）	[1]気象庁 [2]気象庁 [3]消防庁	対応済み※	引き続き、噴火速報をより速い時点で発信できるよう取組を推進
⑤火山活動の高まりなどの火山活動状況の提供充実	[1]火山登山者向けの情報提供ページを新たに設け、登山者等への最新の火山情報の迅速かつ確な提供を開始（平成26年10月10日） [2]常時観測火山について、気象庁ホームページに火山観測データを掲載 [3]集客施設での情報伝達や登録制メール・ホームページ・パンフレットを活用した情報提供	[1]気象庁 [2]気象庁 [3]一部地方公共団体	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
(2)情報伝達手段の強化				
①情報伝達手段の多様化	[1]各市町村が山小屋等へ防災行政無線等の災害情報伝達手段を整備する場合には、地方財政措置の対象としている。 [2]噴火速報を、全国瞬時警報システム（Jアラート）により防災行政無線等を自動起動させて伝達できるよう、新たな配信対象として追加（平成28年3月29日） [3]噴火に関する特別警報（噴火警報）の緊急速報メールでの配信を開始 [4]集客施設での情報伝達や登録制メール・アプリ・SNSを活用した情報提供、ヘリによる呼びかけ	[1]消防庁 [2]消防庁 [3]気象庁 [4]一部地方公共団体	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
②携帯端末を活用した情報伝達の充実	[1]自治体や携帯電話事業者等と連携の上、「携帯電話等エリア整備事業」（携帯電話基地局整備費用の一部を補助）により、地理的に条件不利な地域のエリア化を推進 [2]噴火に関する特別警報（噴火警報）の緊急速報メールでの配信を開始（平成27年11月19日） [3]登録制メール・緊急速報メールを活用した情報提供	[1]総務省 [2]気象庁 [3]一部地方公共団体	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
③観光施設等を通じた情報伝達	[1]観光施設等において、最新の火山情報の掲示やパンフレットの配布	[1]一部地方公共団体	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施

対応状況
 対応済み：既に対応が完了しているもの
 対応済み※：体制の構築や緊急的な対応等の取組は完了しているが、今後も継続した取組を実施していくもの
 対応中※：既に国の対応は完了しており、今後自治体等へ取組の推進をはかるもの
 対応中：現在対応中のも

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」の項目	実施した主な取組	取組府省庁等	対応状況	備考
4. 火山噴火からの適切な避難方策等について				
(1) 退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方	<p>[1]退避壕等の効果や設置に関する考え方、既存の山小屋の補強方法等について示した「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を公表（平成27年12月1日）</p> <p>[2]「消防防災施設整備費補助金」について、平成28年度から、新たな対象として、退避壕及び退避舎の機能強化等既存施設の改修事業を追加し、平成30年度から、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備についても補助対象に加えるとともに、地方負担分の特別交付税措置を拡充。</p> <p>[3]立山町や木曽町では、消防庁の補助金を活用し、退避壕等の整備を実施</p>	<p>[1]内閣府（防災）</p> <p>[2]消防庁</p> <p>[3]一部地方公共団体</p>	対応中※	今後も引き続き、退避壕・退避舎の検討を実施
(2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方				
① 登山届のあり方	<p>[1]一部の地方公共団体において、登山届の義務化を実施。また、日本山岳ガイド協会と協定を結んで、「Compass（コンパス）」を活用した登山者の情報把握に努めるなどの取組を実施</p>	[1]一部地方公共団体	対応中※	<p>登山届の義務化した県（火山）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県（新潟焼山） ・長野県（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山） ・岐阜県（焼岳、御嶽山） ・石川県（白山）
② 山小屋や山岳ガイド等と連携した避難対策の推進	<p>[1]「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」を開催し、関係機関との連携、情報共有、効率的な捜索・救助要領、安全管理等について検討し、報告書をまとめて各消防本部に周知するとともに公表した。</p> <p>[2]各市町村が山小屋等へ防災行政無線等の災害情報伝達手段を整備する場合には、地方財政措置の対象としている。</p> <p>[3]訓練の実施やヘルメット等の防災資材の整備</p>	<p>[1]消防庁</p> <p>[2]消防庁</p> <p>[3]一部地方公共団体</p>	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
③ 集客施設と連携した避難対策の推進	<p>[1]集客施設等の施設管理者等が避難確保計画を作成する際の参考となる「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を公表（平成28年3月25日）（令和3年5月改定）</p> <p>[2]集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援（令和元年度より）</p>	<p>[1]内閣府（防災）</p> <p>[2]内閣府（防災）</p>	対応中	
(3) 火山防災訓練の推進	<p>[1]火山噴火を想定した避難訓練を含め、市町村の防災訓練を積極的に行っていただけるよう、その実施に要する経費について地方交付税措置を拡充した。（平成31年4月から）</p> <p>[2]火山防災エキスパートの派遣等による訓練の支援</p> <p>[3]各地で策定した避難計画に基づき、火山ハザードマップに即した避難訓練や住民、登山者、旅行者への情報伝達体制を確認する訓練等を継続的に実施</p>	<p>[1]消防庁</p> <p>[2]内閣府（防災）</p> <p>[3]一部火山防災協議会</p>	対応中※	引き続き各地域で実施されるよう取組を推進
5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について				
(1) 火山防災に関する学校教育	<p>[1]平成29年に小学校と中学校の学習指導要領を改訂し、平成30年に高等学校の学習指導要領を改訂</p> <p>[2]「学校安全教室事業」及び「学校安全総合支援事業」を実施し、事業の活用をして火山災害を含めた防災教育を推進</p> <p>[3]学校における出前講座や独自授業を実施し、独自教材や火山防災マップを配布</p>	<p>[1]文部科学省</p> <p>[2]文部科学省</p> <p>[3]一部地方公共団体</p>	対応中※	引き続き各地域で実施されるよう取組を推進
(2) 登山者、旅行者、住民等への啓発				
① 登山者への啓発	<p>[1]登山者等に対する啓発のため、火山へ登山を行う際の留意点等についてまとめたリーフレット「火山への登山のそなえ」を作成</p> <p>[2]登山者への普及啓発のため、火山の情報や気象情報の入手方法が記載された「火山への登山のしおり」を作成</p> <p>[3]火山防災に関する普及啓発映像資料の公表</p> <p>[4]登山口等で看板やチラシによる啓発を実施</p>	<p>[1]内閣府（防災）</p> <p>気象庁</p> <p>[2]気象庁</p> <p>[3]内閣府（防災）</p> <p>[4]一部地方公共団体</p>	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
② 旅行者への啓発	<p>[1]一般社団法人日本旅行業協会（JATA）と連携し、旅行者に対する火山情報の利活用に関するセミナーを開催（平成28年2月19日、6月29日）</p> <p>[2]ビジターセンター等において啓発を実施</p>	<p>[1]気象庁</p> <p>[2]一部地方公共団体</p>	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
③ 地域住民等、広く一般への啓発	<p>[1]地域住民等、広く一般への啓発のため、火山防災エキスパートの派遣や火山砂防フォーラムの開催</p> <p>[2]出前講座や訓練、研修等を実施</p>	<p>[1]内閣府（防災）</p> <p>国土交通省</p> <p>[2]一部地方公共団体</p>	対応中※	各地域において更なる情報提供の取組を引き続き実施
6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について				
(1) 重点火山における観測・研究について	<p>[1]次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトにおいて、重点火山を含む多くの火山を対象として観測・予測・対策の一体的な火山研究を推進</p>	[1]文部科学省	対応済み※	引き続き一体的な火山研究を推進
(2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について				
① 火山監視への知見活用	<p>[1]火山専門家を気象庁参与に任命し、火山活動評価に参画させるほか、気象庁職員の人材育成を図る</p> <p>[2]気象研究所において、火山活動評価・予測の高度化に関する研究に従事する研究官を新たに採用</p> <p>[3]火山専門家を講師として招き、職員のキャリア進展に応じて、研修を実施</p> <p>[4]「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」との間で、講師を相互派遣する等の連携協力を実施</p>	<p>[1]気象庁</p> <p>[2]気象庁</p> <p>[3]気象庁</p> <p>[4]気象庁</p>	対応済み※	
② 火山防災対策への知見活用	<p>[1]協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施</p> <p>[2]協議会構成機関及び地元気象台で、観測データ及び活動状況の解説を共有できる「協議会WEB」を構築（平成29年12月）、令和2年3月26日からは、「火山噴火応急対策支援サイト（火山支援サイト）」を運用し、引き続き支援を実施</p>	<p>[1]内閣府（防災）</p> <p>[2]気象庁</p>	対応中※	引き続き各地域で実施されるよう取組を推進
③ 火山研究人材の育成	<p>[1]次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトにおいて、全国の大学や研究機関からなる火山研究人材育成コンソーシアムを構築、火山研究人材育成プログラムにより次世代の火山研究人材を育成している。</p>	[1]文部科学省	対応済み※	引き続き火山研究人材の育成のための取組を推進

対応状況

- 対応済み : 既に対応が完了しているもの
- 対応済み※ : 体制の構築や緊急的な対応等の取組は完了しているが、今後も継続した取組を実施していくもの
- 対応中※ : 既に国の対応は完了しており、今後自治体等へ取組の推進をはかるもの
- 対応中 : 現在対応中のもの